

- 大規模小売店舗の変更 (商業振興課)
- 大規模小売店舗の変更 (商業振興課)
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更 (水産課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

教育委員会訓令

- 10 新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 11 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正 (教育庁総務課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 2 水産動植物の採捕禁止 (新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 2 かご漁業の制限 (佐渡海区漁業調整委員会)

内水面漁場管理委員会公告

- 第五種共同漁業権に基づく平成27年度目標増殖量 (内水面漁場管理委員会)

公安委員会告示

- 135 技能検定員審査 (運転免許センター)
- 136 教習指導員審査 (運転免許センター)

告 示

◎新潟県告示第1686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者を次のとおり指定した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|------------------|---------------------|-------------|
| 高橋 哲也 (あん摩・マッサージ) | スマイル鍼灸マッサージ院 | 南魚沼市関1043-1 | 平成26年10月24日 |
| 高橋 哲也 (はり・きゅう) | スマイル鍼灸マッサージ院 | 南魚沼市関1043-1 | 平成26年10月24日 |
| 木村 貴俊 (柔道整復) | 木村接骨院 | 糸魚川市大字能生2469番地11 | 平成26年8月26日 |
| 赤塚 浩 (あん摩・マッサージ) | らいふマッサージ治療院 新発田店 | 新発田市舟入町1丁目6-16-101号 | 平成26年7月27日 |
| 赤沼 令子 (あん摩・マッサージ) | たかき鍼灸マッサージ院 | 上越市安塚区松崎400 | 平成26年5月6日 |
| 赤沼 令子 (はり・きゅう) | たかき鍼灸マッサージ院 | 上越市安塚区松崎400 | 平成26年5月6日 |
| 金谷 隆史 (柔道整復) | かなや接骨院 | 上越市東本町5丁目2番17号 | 平成26年9月22日 |

| | | | |
|-------------------|--------------|----------------|------------|
| 小堺 健四朗 (柔道 整復) | おひさま整骨院 | 上越市柿崎区柿崎6354-5 | 平成26年8月20日 |
| 金子 恵彦 (柔道整 復) | めぐみ接骨院 | 三条市新保331-3 | 平成26年8月18日 |
| 伊藤 基晴 (柔道整 復) | 愛幸堂たか整骨院 三条院 | 三条市興野1丁目3-1 | 平成26年4月14日 |
| 中野 幸樹 (柔道整 復) | 愛幸堂たか整骨院 三条院 | 三条市興野1丁目3-1 | 平成26年4月14日 |
| 城戸 夏央 (柔道整 復) | さくら整骨院 | 上越市本町5丁目4番5号 | 平成26年5月12日 |

◎新潟県告示第1687号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 変更 事項 | 旧 | 新 | 変更年月日 |
|----------|----------------|----------|---------------|----------------|-----------|
| みどりおか接骨院 | 阿賀野市緑岡 3-15 | 住所 | 阿賀野市緑岡3- 5 | 阿賀野市緑岡3- 15 | 平成26年2月1日 |

◎新潟県告示第1688号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
東蒲原郡漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町両郷555
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年1月1日

◎新潟県告示第1689号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合

新潟市北区松浜 7 丁目3641番地

2 漁業権の免許番号

内共第 8 号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで」を「平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年 1 月 1 日

◎新潟県告示第1690号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、次のとおり内共第 8 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

濁川漁業協同組合

新潟市北区名目所 3 丁目1948

2 漁業権の免許番号

内共第 8 号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで」を「平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年 1 月 1 日

◎新潟県告示第1691号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、次のとおり内共第 8 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

新潟市大形地区漁業協同組合

新潟市東区津島屋 3 丁目48番地

2 漁業権の免許番号

内共第 8 号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで」を「平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年 1 月 1 日

◎新潟県告示第1692号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、次のとおり内共第 8 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881-4

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年1月1日

◎新潟県告示第1693号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 漁業権者の名称及び住所

刈谷田川漁業協同組合

長岡市滝の下町4番35号

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第9条表中の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年1月1日

◎新潟県告示第1694号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105-16

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視(取締)員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に1,000円(税込)を、E・F券に限り2,000円(税込)を附加して得た額とする。</p> | <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視(取締)員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に1,000円(税抜)を附加して得た額とする。</p> |

| <p>第8条 (略)</p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第9条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開設の場所</th> <th>開設の期間</th> <th>濃密放流する魚種名</th> <th>漁具漁法</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成27年1月1日から平成27年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢東山フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成27年1月1日から平成27年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大川フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成27年1月1日から平成27年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>城内フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成27年1月1日から平成27年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 名称 | 開設の場所 | 開設の期間 | 濃密放流する魚種名 | 漁具漁法 | 料金 | 湯沢フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 湯沢東山フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 大川フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 城内フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | <p>第8条 (略)</p> <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第9条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開設の場所</th> <th>開設の期間</th> <th>濃密放流する魚種名</th> <th>漁具漁法</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成26年1月1日から平成26年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢東山フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成26年1月1日から平成26年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大川フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成26年1月1日から平成26年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>城内フィッシングパーク</td> <td>(略)</td> <td>平成26年1月1日から平成26年12月31日まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 名称 | 開設の場所 | 開設の期間 | 濃密放流する魚種名 | 漁具漁法 | 料金 | 湯沢フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 湯沢東山フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 大川フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | 城内フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) |
|--|-------|--------------------------|-----------|------|-----|----|-------|-------|-----------|------|----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|----|-------|-------|-----------|------|----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|
| 名称 | 開設の場所 | 開設の期間 | 濃密放流する魚種名 | 漁具漁法 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯沢フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯沢東山フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大川フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 城内フィッシングパーク | (略) | 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 開設の場所 | 開設の期間 | 濃密放流する魚種名 | 漁具漁法 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯沢フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯沢東山フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大川フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 城内フィッシングパーク | (略) | 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年1月1日

◎新潟県告示第1695号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市大字須沢2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第8条の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年1月1日

◎新潟県告示第1696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年12月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 五泉市南本町1丁目5番18号 高橋 久義

退任年月日 平成26年11月25日

◎新潟県告示第1697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成27年1月5日から平成27年2月2日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 事業主体名 | 地区名 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|-------|---------|----------|--------|
| 新潟県 | 上根知（山寺） | 換地計画書の写し | 糸魚川市役所 |

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1699号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 処分をした年月日 平成26年11月19日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社進栄エンジニアリング
石山 靖
- 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区善光寺944-1
- 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第41775号
- 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 処分の原因となった事実
平成26年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 処分をした年月日 平成26年11月21日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社廣瀬
廣瀬 徳男
- 主たる営業所の所在地
新潟市西区善久823

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第42600号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年11月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社渡辺建設
渡辺 甚一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市西山町新保字島田118
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第19150号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年11月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年12月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
さくら建設
古川 茂夫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市北本町3-9-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39419号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年12月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社啓友工業
川上 諭
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区濁川4025
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39417号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年12月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
かさらは板金
-

笠原 秀雄

3 主たる営業所の所在地

燕市吉田西太田376-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44546号

5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1700号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 小千谷大和線

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 南魚沼市一村尾2392番3から | 新 | 13.0~60.0メートル | 111.6メートル |
| 同市一村尾2392番2まで | 旧 | 10.1~60.0メートル | 111.6メートル |

◎新潟県告示第1701号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 小千谷大和線

2 供用開始の区間

南魚沼市一村尾2392番3から同市一村尾2392番2まで

3 供用開始の期日 平成26年12月26日

◎新潟県告示第1702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 353号

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------|------|--------------|----------|
| 柏崎市高柳町石黒字居谷4444番2から | 新 | 7.6~88.6メートル | 60.2メートル |

| | | | |
|--------------------|---|--------------|----------|
| 同市高柳町石黒字居谷4429番1まで | 旧 | 7.2～39.2メートル | 60.2メートル |
|--------------------|---|--------------|----------|

◎新潟県告示第1703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町石黒字居谷4444番2から同市高柳町石黒字居谷4429番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月26日

◎新潟県告示第1704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 佐渡市真木字腰 356 番 1 から 同市椎泊字中田347番1まで | 新 | 10.8～23.4メートル | 979.0メートル |
| | 旧 | (A) 4.5～23.4メートル | 1,013.8メートル |
| | | (B) 10.8～23.4メートル | 979.0メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1705号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成26年12月26日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
平成26年12月15日
- 3 変更した指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|--|----------|----------|
| ○変更前(昭和42年12月6日指定) 五泉市大字赤海字久保田160番7 | 4.00 | 45.65 |
| ○変更後 | | |

| | | |
|---|------|--------|
| 五泉市赤海二丁目158番3、158番2の内、159番2の内、160番1の内、160番2の内、160番3の内、160番7 | 4.00 | 102.57 |
|---|------|--------|

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人平丸スゲ細工保存会
- 3 代表者の氏名
柴野 美佐代
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市白山町2丁目18-14
- 5 定款に記載された目的
この法人は、妙高市平丸地区に伝わるスゲ細工（干支等）の保存伝承やスゲ細工製作者数の拡大に関する事業を行い、地域の活性化や産業振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ポータブルX線診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
ポータブルX線診断装置 4式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成27年5月31日（日）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者については、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Mobile X-ray system [4]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、乳房用X線診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

乳房用X線診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日（日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Digital mammography system [1]set

- (2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. January 23, 2015

- (3) Date of bid opening:
9 : 00A.M. February 5, 2015
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital
Medical and Pharmaceutical Affairs Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5973
E-mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ウォッシャーディスインフェクターについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業
新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
ウォッシャーディスインフェクター 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年5月31日（日）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室
電話番号 025-280-5973
Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。
- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時まで、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Washer disinfectant [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電気生理検査解析装置等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
電気生理検査解析装置等 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年5月31日(日)
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日（金）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県魚沼基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electrophysiology analysis equipment [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Uonuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、3D心臓マッピング装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

3D心臓マッピング装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日(日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県魚沼基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

3D mapping system [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

JAPAN

TEL: 025 - 280 - 5973

E-mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血球分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

血球分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日（日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Blood cell analyzer [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術ナビゲーションシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術ナビゲーションシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日(日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Surgical navigation system [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Uonuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、体外式衝撃波結石破碎装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

体外式衝撃波結石破碎装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日（日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時まで、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Extracorporeal shock wave lithotripter [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Uonuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、鋼製小物等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

鋼製小物等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日(日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日（金）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県魚沼基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Surgical instruments [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:
4 : 00P.M. January 23, 2015
- (3) Date of bid opening:
9 : 00A.M. February 5, 2015
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital
Medical and Pharmaceutical Affairs Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5973
E-mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、閉鎖式保育器について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

閉鎖式保育器 8式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日(日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、

本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県魚沼基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Incubator [8]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品・物流管理（SPD）関連機器について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年12月26日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

物品・物流管理（SPD）関連機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年5月31日（日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年2月4日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年2月5日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年1月23日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Equipment for Supply Processing and Distribution [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. January 23, 2015

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 5, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)

名 称 (仮称)クスリのアオキ川原町店

所在地 上越市川原町865-2外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 店舗面積の合計

(廃止前) 1,602平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

3 廃止(第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日

平成26年12月17日

4 廃止しようとする理由

建物設置前に開店の取り止めが決定したため。

5 届出年月日

平成26年12月17日

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 クスリのアオキ住吉店
所在地 新発田市住吉町5丁目590番地外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (3) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) クスリのアオキ住吉店
(変更後) クスリのアオキ住吉店
- 3 変更年月日
 - ・ 2 (1) (2) 平成26年8月19日
 - ・ 2 (3) 平成26年7月10日
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1) (2) 代表者の氏名を変更したため
 - ・ 2 (3) 店舗の名称が正式に決定したため
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 クスリのアオキつばめ白山町店
所在地 燕市白山町3丁目2745番地
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志

(変更後) 代表取締役 青木 宏憲

- 3 変更年月日
平成26年8月19日
- 4 変更の理由
代表者の氏名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 クスリのアオキ柏崎中央店
所在地 柏崎市日吉町字朝戸開1048番1外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
- 3 変更年月日
平成26年8月19日
- 4 変更の理由
代表者の氏名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 クスリのアオキ鴨島店
所在地 上越市鴨島一丁目1504番外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
- 3 変更年月日
平成26年8月19日
- 4 変更の理由
代表者の氏名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 クスリのアオキ上越昭和町店
所在地 上越市昭和町二丁目988-1外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志

(変更後) 代表取締役 青木 宏憲

- 3 変更年月日
平成26年8月19日
- 4 変更の理由
代表者の氏名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 クスリのアオキ弥彦店
所在地 西蒲原郡弥彦村美山359番地1外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (3) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) クスリのアオキ弥彦店
(変更後) クスリのアオキ弥彦店
- 3 変更年月日
・ 2(1)(2) 平成26年8月19日
・ 2(3) 平成26年4月3日
- 4 変更の理由
・ 2(1)(2) 代表者の氏名を変更したため
・ 2(3) 店舗の名称が正式に決定したため
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、弥彦村産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 クスリのアオキあかね店
所在地 胎内市あかね町126番地39外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 青木 保外志
(変更後) 代表取締役 青木 宏憲
 - (3) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) クスリのアオキあかね店
(変更後) クスリのアオキあかね店
- 3 変更年月日
 - ・ 2(1)(2) 平成26年8月19日
 - ・ 2(3) 平成26年3月19日
- 4 変更の理由
 - ・ 2(1)(2) 代表者の氏名を変更したため
 - ・ 2(3) 店舗の名称が正式に決定したため
- 5 届出年月日
平成26年12月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について(公告)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項及び第8項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成27年1月1日から適用する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 - (1) 平成26年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成25年から平成26年に、ずわいがにの知事管理量を365トンに変更した。

また、まいわしについては知事管理量は定めのないものとした。

(2) 平成27年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成26年から平成27年に変更した。

また、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定することとし、まいわしの知事管理量は若干とした。

2 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成26年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

| | |
|------------|-------|
| ずわいがにかご漁業 | 21トン |
| 小型機船底びき網漁業 | 175トン |
| 刺し網漁業 | 155トン |
| その他のかご漁業等 | 14トン |

また、平成27年のずわいがにの採捕の種類別の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定することとした。

3 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成26年から平成27年に変更した。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成26年から平成27年に変更した。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、咽喉頭鏡下手術用セットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年12月26日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

咽喉頭鏡下手術用セット 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年1月9日(金) 午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術台システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年12月26日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

手術台システム 1式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成27年3月31日(火)

- (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年1月13日（火）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年1月16日（金）午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
- ② 詳細は入札説明書による。

◎新潟県教育委員会訓令第10号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月26日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例) 第2条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例) 第2条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p> |

◎新潟県教育委員会訓令第11号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月26日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例）</p> <p>第11条の2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4（略）</p> | <p>（育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例）</p> <p>第11条の2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4（略）</p> |

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

平成26年12月26日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島英雄

1 禁止海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点

点イ 北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点

点ウ 北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点

点エ 北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点

点オ 北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点

点カ 北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点

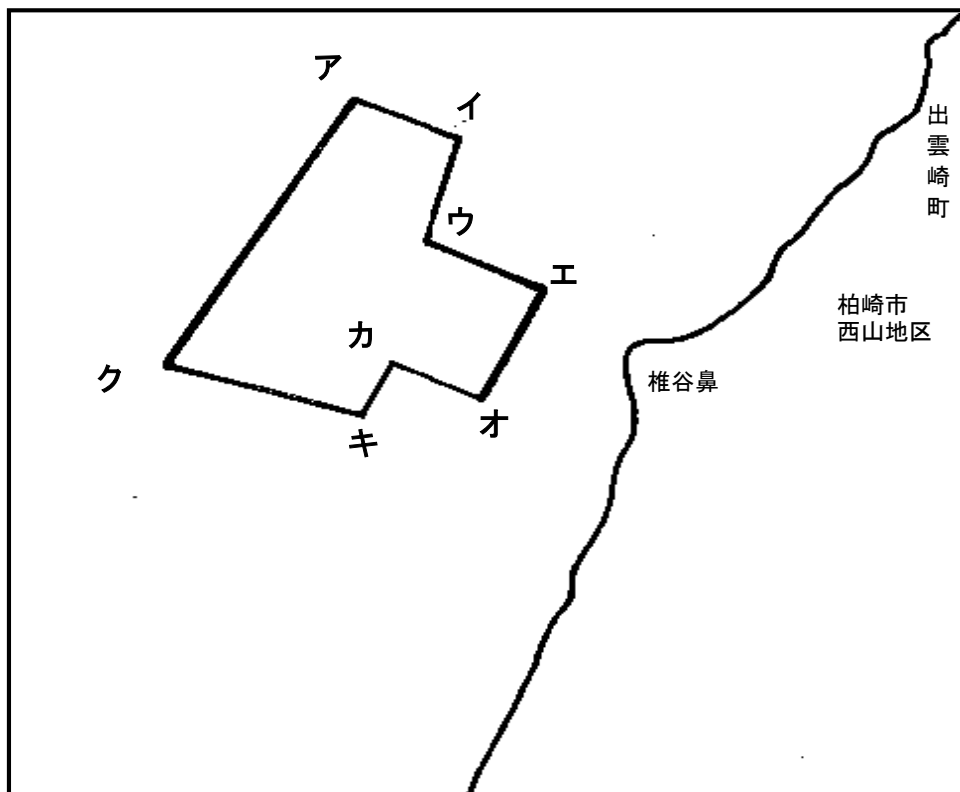
点キ 北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点

点ク 北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点

2 禁止期間

平成27年1月1日から平成28年12月31日まで

出雲崎地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域図



佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成27年1月1日から平成27年12月31日までとする。

平成26年12月26日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく平成27年度目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく平成27年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成26年12月26日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 永井 泉

| 漁業権免許番号 | 漁業権者 | 増殖魚種 | 増殖方法 | 目標増殖量 | 備考 |
|---------|----------|-------|-------|--------|----|
| 内共第1号 | 大川漁業協同組合 | あ ゆ | 放 流 | 270kg | 大川 |
| | | う ぐ い | 産卵場造成 | 90㎡ | |
| | | い わ な | 放 流 | 3,400尾 | |

| | | | | | |
|-------|---------------------------|--|--|---|--|
| | | やまめ もくずがに | 放流 放流 | 3,400尾 20kg | |
| 内共第2号 | 大川漁業協同組合 | あゆ うぐい いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 | 170kg 90㎡ 2,600尾 2,600尾 | 勝木川 |
| 内共第3号 | 三面川鮭産漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます わかさぎ | 放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 人工ふ化放流 | 2,220kg 90kg 90kg 140㎡ 46,100尾 46,100尾 737,600尾 9,220種 | 三面川 |
| 内共第4号 | 荒川漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい うなぎ かじか かじか いわな やまめ さくらます もくずがに | 放流 放流 放流 産卵場造成 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流 | 1,520kg 280kg 140kg 130㎡ 20kg 170㎡ 42,200尾 8,400尾 13,100尾 390,300尾 90kg | 荒川 |
| 内共第5号 | 胎内川漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい かじか かじか にじます いわな やまめ さくらます | 放流 放流 放流 産卵場造成 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流 | 160kg 30kg 10kg 70㎡ 70㎡ 2,100尾 110kg 15,000尾 22,600尾 100,000尾 | 胎内川 |
| 内共第6号 | 加治川漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ さくらます | 放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 | 600kg 160kg 170kg 100㎡ 10,000尾 15,000尾 241,400尾 | 加治川 |
| 内共第7号 | 福島潟新井郷川漁業協同組合 | こい ふな | 放流 放流 | — 270kg | 福島潟ほか コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。 |
| 内共第8号 | 東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 | あゆ こい | 放流 放流 | 1,180kg — | 阿賀野川 コイヘルペスウ |

| | | | | | |
|--------|---|--|--|--|---|
| | 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 | ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか もくずがに | 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流 | 350kg 20㎡ 280kg 22,300尾 24,300尾 4,300尾 90kg | イルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。 |
| 内共第9号 | 鳥屋野潟漁業協同組合 | こい ふな | 放流 放流 | — 70kg | 鳥屋野潟 コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。 |
| 内共第10号 | 赤塚漁業協同組合 | こい ふな | 放流 放流 | 10kg 10kg | 御手洗潟 |
| 内共第11号 | 赤塚漁業協同組合 | こい ふな うなぎ | 放流 放流 放流 | 130kg 100kg 10kg | 佐潟ほか |
| 内共第12号 | 魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか かじか にじます いわな やまめ もくずがに | 放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流 | 7,460kg 3,240kg 2,630kg 560㎡ 210千粒 170kg 30㎡ 79,790尾 240kg 223,000尾 186,900尾 80kg | 信濃川ほか |
| 内共第13号 | 魚沼漁業協同組合 | こい ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ | 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 放流 | 110kg 80kg 40㎡ 13,200千粒 770kg 19,500尾 23,100尾 | 北ノ又川 恋ノ岐沢 |
| 内共第14号 | 魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合 | こい ふな うぐい わかさぎ いわな やまめ | 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 | 360kg 80kg 40㎡ 1,463千粒 84,500尾 61,500尾 | 只見川 |
| 内共第15号 | 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | あゆ こい ふな うぐい | 放流 放流 放流 産卵場造成 | 20kg 10kg 10kg 20㎡ | 鯖石川 |
| 内共第16号 | 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | あゆ こい ふな | 放流 放流 放流 | 70kg 10kg 10kg | 鵜川 |

| | | | | | |
|--------|-------------------------|--|---|---|---------------|
| | | うぐい いわな やまめ | 産卵場造成 放流 放流 | 20㎡ 1,600尾 2,500尾 | |
| 内共第17号 | 関川水系漁業協同組合 | あゆ こいな ふな うぐい にじます いわな やまめ | 放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 | 320kg 40kg 40kg 30㎡ 140kg 3,000尾 3,000尾 | 関川 |
| 内共第18号 | 関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合 | うぐい にじます いわな やまめ | 産卵場造成 放流 放流 放流 | 30㎡ 30kg 3,000尾 1,000尾 | 関川上流 (県境部) |
| 内共第19号 | 桑取川漁業協同組合 | あゆ うぐい かじか | 放流 産卵場造成 放流 | 70kg 50㎡ 1,000尾 | 桑取川 |
| 内共第20号 | 能生内水面漁業協同組合 | あゆ うぐい かじか いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 | 110kg 120㎡ 4,100尾 10,600尾 10,600尾 | 能生川 |
| 内共第21号 | 糸魚川内水面漁業協同組合 | あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 | 290kg 140㎡ 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾 | 早川 |
| 内共第22号 | 糸魚川内水面漁業協同組合 | あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 | 290kg 140㎡ 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾 | 海川 |
| 内共第23号 | 糸魚川内水面漁業協同組合 | あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 | 540kg 180㎡ 2,700尾 140kg 27,000尾 23,400尾 | 姫川 |
| 内共第24号 | 国府川漁業協同組合 | あゆ うぐい いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 | 180kg 40㎡ 17,800尾 17,800尾 | 国府川 |
| 内共第25号 | 羽茂川内水面漁業協同組合 | あゆ うぐい いわな やまめ | 放流 産卵場造成 放流 放流 | 120kg 30㎡ 4,900尾 8,100尾 | 羽茂川 |
| | | あゆ こい | 放流 放流 | 15,590kg 4,470kg | |

| | | | |
|-------|-------|--------|------------|
| 合計 | ふな | 放 流 | 4,060kg |
| | うぐい | 産卵場造成 | 2,080㎡ |
| | うぐい | 人工ふ化放流 | 210千粒 |
| | うなぎ | 放 流 | 200kg |
| | わかさぎ | 人工ふ化放流 | 23,883千粒 |
| | かじか | 産卵場造成 | 270㎡ |
| | かじか | 放 流 | 141,590尾 |
| | にじます | 放 流 | 1,990kg |
| | いわな | 放 流 | 529,700尾 |
| | やまめ | 放 流 | 492,000尾 |
| | さくらます | 放 流 | 1,469,300尾 |
| もくずがに | 放 流 | 280kg | |

内共第12号目標増殖量

| 漁業権免許番号 | 漁業権者 | 増殖魚種 | 増殖方法 | 目標増殖量 | 備考 |
|------------|-----------|-------|--------|----------|-----|
| 内共第12号 | 信濃川漁業協同組合 | こい | 放 流 | 810kg | 信濃川 |
| | | ふな | 放 流 | 440kg | |
| | | もくずがに | 放 流 | 80kg | |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂川 | あゆ | 放 流 | 170kg | |
| | | こい | 放 流 | 100kg | |
| | | ふな | 放 流 | 320kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 190㎡ | |
| | | いわな | 放 流 | 2,200尾 | |
| | | やまめ | 放 流 | 3,100尾 | |
| | | かじか | 産卵場造成 | 30㎡ | |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 五十嵐川 | あゆ | 放 流 | 190kg | |
| | | こい | 放 流 | 10kg | |
| | | うぐい | 人工ふ化放流 | 170千粒 | |
| | | かじか | 放 流 | 900尾 | |
| | | いわな | 放 流 | 1,000尾 | |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 刈谷田川 | あゆ | 放 流 | 10kg | |
| | | こい | 放 流 | 50kg | |
| | | ふな | 放 流 | 10kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 50㎡ | |
| | | にじます | 放 流 | 30kg | |
| | | いわな | 放 流 | 9,000尾 | |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚野川 | あゆ | 放 流 | 6,870kg | |
| | | こい | 放 流 | 2,200kg | |
| | | ふな | 放 流 | 1,800kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 310㎡ | |
| | | うなぎ | 放 流 | 160kg | |
| | | かじか | 放 流 | 74,400尾 | |
| | | にじます | 放 流 | 130kg | |
| | | いわな | 放 流 | 190,200尾 | |
| 中魚沼漁業協同組合 | 清津川 | あゆ | 放 流 | 220kg | |
| | | こい | 放 流 | 70kg | |

| | | | | | |
|--|---|-------|--------|-------------------|--|
| | | ふな | 放流 | 60kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 10m ² | |
| | | うぐい | 人工ふ化放流 | 40千瓩 | |
| | | うなぎ | 放流 | 10kg | |
| | | かじか | 放流 | 4,300尾 | |
| | | にじます | 放流 | 80kg | |
| | | いわな | 放流 | 20,600尾 | |
| | | やまめ | 放流 | 28,900尾 | |
| | 計 | あゆ | 放流 | 7,460kg | |
| | | こい | 放流 | 3,240kg | |
| | | ふな | 放流 | 2,630kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 560m ² | |
| | | うぐい | 人工ふ化放流 | 210千瓩 | |
| | | うなぎ | 放流 | 170kg | |
| | | かじか | 産卵場造成 | 30m ² | |
| | | かじか | 放流 | 79,790尾 | |
| | | にじます | 放流 | 240kg | |
| | | いわな | 放流 | 223,000尾 | |
| | | やまめ | 放流 | 186,900尾 | |
| | | もくずがに | 放流 | 80kg | |

内共第14号目標増殖量

| 漁業権免許番号 | 漁業権者 | 増殖魚種 | 増殖方法 | 目標増殖量 | 備考 |
|---------|------------|---------------|---------|------------------|-------|
| 内共第14号 | 魚沼漁業協同組合 | こい | 放流 | 110kg | 只見川 |
| | | ふな | 放流 | 80kg | |
| | | うぐい | 産卵場造成 | 40m ² | |
| | | わかさぎ | 人工ふ化放流 | 1,463千瓩 | |
| | | いわな | 放流 | 19,500尾 | |
| | | やまめ | 放流 | 19,500尾 | |
| | 檜枝岐村漁業協同組合 | いわな | 放流 | 65,000尾 | 只見川 |
| | | やまめ | 放流 | 42,000尾 | |
| | 計 | 伊北地区非出資漁業協同組合 | こい | 放流 | 250kg |
| こい | | | 放流 | 360kg | |
| ふな | | | 放流 | 80kg | |
| うぐい | | | 産卵場造成 | 40m ² | |
| わかさぎ | | | 人工ふ化放流 | 1,463千瓩 | |
| いわな | | | 放流 | 84,500尾 | |
| | やまめ | 放流 | 61,500尾 | | |

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第135号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、平成27年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成26年12月26日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

- 1 審査の種類、期日及び申請期間

| 審査の種類 | 回数別 | 審査期日 | 申請期間 |
|--|-----|--|----------------------------|
| 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(大型二種) 技能検定員審査(中型二種) 技能検定員審査(普通二種) | 第1回 | 4月20日(月)から4月24日(金) までの5日間 (午前9時から午後5時まで) | 3月12日(木)から3月25日 (水)までの間 |
| | 第2回 | 11月16日(月)から11月20日(金) までの5日間 (午前9時から午後5時まで) | 9月10日(木)から9月24日 (木)までの間 |
| 技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(中型) 技能検定員審査(大特) | 第1回 | 5月25日(月)から5月29日(金) までの5日間 (午前9時から午後5時まで) | 4月2日(木)から4月15日 (水)までの間 |
| 技能検定員審査(大自二) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(牽引) | 第2回 | 10月5日(月)から10月9日(金) までの5日間 (午前9時から午後5時まで) | 7月23日(木)から8月5日 (水)までの間 |

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1
新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(技能検定員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること(技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項(論文)
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識(論文)
 - オ 技能検定の実施に関する知識(論文)
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識(論文)
- (2) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識(論文)
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識(論文)

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 257

◎新潟県公安委員会告示第136号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、平成27年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

平成26年12月26日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 審査の種類、期日及び申請期間

| 審査の種類 | 回数別 | 審査期日 | 申請期間 |
|---|-----|--|------------------------|
| 教習指導員審査（普通） | 第1回 | 3月2日（月）から3月6日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで） | 1月22日（木）から2月4日（水）までの間 |
| 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種） | 第2回 | 6月29日（月）から7月3日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで） | 4月30日（木）から5月13日（水）までの間 |
| | 第3回 | 10月26日（月）から10月30日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで） | 8月27日（木）から9月9日（水）までの間 |
| 教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（大特） | 第1回 | 5月18日（月）から5月22日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで） | 4月2日（木）から4月15日（水）までの間 |
| 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（ <small>けん</small> 引） | 第2回 | 9月28日（月）から10月2日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで） | 7月23日（木）から8月5日（水）までの間 |

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（けん引）

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）

ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）

エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）

- オ 自動車教習所に関する法令についての知識(論文)
- カ 教習指導員として必要な教育についての知識(論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識(論文)
- 5 審査の申請手続
教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。
 - (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
 - (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
 - (3) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し
- 6 審査手数料
審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。
- 7 本審査に関する問合せ先
新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号 025-256-1212 内線 257